

策定年度	平成16年度
変更年度	平成21年度

東かがわ市水田農業ビジョン

平成21年4月

東かがわ市水田農業推進協議会

目 次

1	地域水田農業の改革の基本的な方向	1
(1)	地域農業の特性	1
(2)	作物振興及び水田利用の将来方向	1
(3)	担い手育成の将来方向	2
2	水田農業の現状と5年後の目標及びその目標に向けての具体的な取組み	4
(1)	作物の作付け及びその販売計画	4
①	作付計画	4
②	販売計画	6
③	生産及び販売・流通方針	8
(2)	担い手の育成	10
(3)	担い手への土地利用の集積	11
3	地域水田農業ビジョン実現のための手段	12
(1)	水田農業構造改革交付金（産地確立交付金）の活用方法	12
①	水田農業構造改革交付金の交付対象者	12
②	水田農業構造改革交付金の使途・水準	12
(2)	水田農業構造改革交付金（稲作構造改革促進交付金）の活用方法	13
(3)	水田等有効活用促進交付金の活用方法	13
①	水田等有効活用促進交付金の交付対象	13
②	水田等有効活用促進交付金の交付対象作物及び交付単価	13
(4)	耕畜連携水田活用対策交付金の活用方法	14
(5)	農業者別生産数量目標の配分方針	14
(6)	その他の事業の活用	15
4	担い手の明確化	15
別表1	「担い手の基準」	
別表2	「担い手リスト」	

1 地域水田農業の改革の基本的な方向

(1) 地域農業の特性

本市は、香川県の東端に位置し、東南は阿讃山脈によって徳島県に接し、西はさぬき市に隣接し、北は国立公園瀬戸内海播磨灘を臨む。瀬戸内海に注ぐ馬宿川、小海川、新川、湊川、与田川、番屋川等の流域に平野部が開け、内陸部では基盤整備が進められ、水田農業の基盤が整いつつある。平成10年4月には、瀬戸大橋鳴門・明石ルートが開通し、京阪神の大消費地へのアクセスが確保された。

気候は比較的晴天の日が多く、降水量が少ない瀬戸内海特有の温暖な気候である。

本市では、その恵まれた自然条件と立地条件を生かし、米麦を基幹に野菜、葉たばこ、畜産などを組み合わせた複合経営が展開されている。また、近年においては、京阪神をターゲットとした収益性の高い施設野菜の導入が盛んとなっている。耕地面積は、1,195ha、農家戸数1,492戸、一戸当たりの耕地面積は80aである。(耕地面積・農家戸数は2005農林業センサス<30a以上の規模対象>)

水田農業においては、生産調整の実施などにより、水稻の農業粗生産額に占める割合は次第に低下しているものの、依然として本市の基幹作物である。しかし、平成17年に国において、新たな食料・農業・農村計画が打ち出され、担い手に施策が重点化されることに伴い、多くの地域では土地利用型農業において、担い手の不足、高齢化、兼業化の深化が顕在化してきている。

さらに、今後、農業の推進役として引っ張ってきた昭和一桁世代のリタイアを契機に、耕作放棄地の一層の増加が懸念されるが、食料自給力・自給率向上の観点からこれら遊休地、不作付地への作物作付拡大が重要であり、それらの対策として野菜や畜産を組み合わせた複合経営化を積極的に推進する一方、土地利用型農業においては、その大半を占める兼業農家の自律的判断を促し、集落を基本とするコミュニティの活性化、それを基礎とした集落営農システムの確立が急務となっている。

(2) 作物振興及び水田利用の将来方向

水田農業の基幹となる水稻では、旧来より良食味品種であるコシヒカリが県下で先駆けて導入され、定着をみている。その利点を生かし、良食味品種の品質・食味の向上を図るとともに、消費者からの要望が高い安心安全な農作物を提供するため、JA香川米の取り組みやトレーサビリティの確立に取り組む。さらに、共同利用施設、大規模乾燥調製施設の有効利用や集落営農の組織化による生産コストの圧縮に努め、生産コストの低減、作付面積の拡大、均一な品質の確保を通じて、実需者ニーズに沿う生産体制の構築を進める。

他方、県内産の需要の確保・拡大が課題であることから、「みずし米」、「とうさんうまい」に代表される地域ブランド米の育成を図り、地産地消の取り組みを推進していく。

麦・大豆・飼料作物は、自給率の向上に寄与する作物として重要であるとともに、需給面からは生産を伸ばせる余地が大きい作物である。また大規模乾燥調製施設の利用や機械化作業により労働時間当たりの収益性を高めることが可能であることから、基盤整備ほ場を中心として、担い手への農地集積、また集落営農に代表される集団的な取り組みを推進

し、品質・生産性の向上を通じて、所得の向上を図り、水田農業の基幹作物となるよう本格的生産の定着、拡大を図る。

大豆については、農協女性部、地元加工業者との連携を図り、加工を通じて、地域の需要を開拓していくことが必要である。

新規需要米（米粉用米・飼料用米）については、米利用範囲が拡大するものとして期待され、水稻作付面積増に結びつけられる。生産、収穫、調整は現有の設備を活用することができ、コストの低減の利点もある。大規模農家や法人の輪作作物としての位置を確保していくよう育成する。実需者との連携した取組みで進める。

野菜や花きなどその他作物については、米と組み合わせた複合経営で定着しているが、近年、高齢化の進行や産地間競争が激化していることから、優良品種の導入や栽培技術の改善などによる高品質安定生産、作業支援や機械化による低コスト・省力生産、出荷調製施設の整備などを推進し、既存産地を中心に維持・拡大しつつ、地産地消を目指し、実需者のニーズに対応した計画的生産を図る。

また、調整水田等不作付地の活用対策および食料自給力・自給率向上を図るために維持管理されつつも作物作付されていない農地の活用が今後重要であり、これら農地へ現在重点作物と位置付けられている、麦、大豆重点に推進する。

さらには飼料用稲、飼料米等の生産についても今後検討を加え不作付の解消を図る。

(3) 担い手育成の将来方向

現在、基盤整備ほ場を中心に、土地利用型農業の担い手への農地集積が進むとともに、一部の地域では、共同利用組織、集落営農組織での活動が行われている。さらに、それらを補完する農業機械銀行等により水田農業の維持が図られてきた。

しかし、昭和一桁世代の農業者のリタイアが本格化する中において、担い手のみでは農地の集積に限界がきている。

そこで、担い手農家や集落営農組織を中心に、栽培管理の一貫化、大型機械の効率利用、大ロットでの出荷・販売により、品質・生産性の向上を図りながら、麦・大豆・飼料作物の生産を定着・拡大していくことによって、水田農業経営の確立を図ることが必要となっている。

今後は、担い手農家として、認定農業者、中核農家等の担い手をリストアップし、農業委員会の協力のもと、土地利用集積を進め、効率的・安定的な経営体の育成に努める。さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を推進することとし、香川県農業協同組合青壮年部・大内地区農業機械銀行と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するように努める。

一方、集落機能を活用して水田農業の維持を図る観点から、集落営農組織、共同利用組織等の育成を図る。特に近年は、集落構成員の高齢化や非農家世帯の混住化等による活動環境悪化が顕在化してきており、組織内の積極的な話し合いを進め、営農機械施設の有効利用や作業の共同化等を核として、農地の有効利用を推進する。

なお、今後、担い手の掘り起こしを行う観点から、東かがわ市担い手育成総合支援協議会と連携し、認定農業者への誘導、集落営農の組織化、新規就農者等の確保・育成を図っていく。

2 水田農業の現状と5年後の目標及びその目標に向けての具体的な取組み

(1) 作物の作付け及びその販売計画

① 作付計画

(単位：ha)

作物名	品種・品目	現況 (平成20年度)	平成21年度	平成23年度	平成25年度
水 稻	コシヒカリ	746.8	741.3	741.3	741.3
	ヒノヒカリ	103.7	129.3	129.3	129.3
	はえぬき	20.5	13.7	13.7	13.7
	その他うるち	14.0	19.5	19.5	19.5
	もち	11.1	15.4	15.4	15.4
	計	896.1	919.2	919.2	919.2
麦	イチバンボシ	22.2	42.0	47.0	56.0
	さぬきの夢2000	45.7	35.0	40.0	48.0
	計	67.9	77.0	87.0	104.0
大豆	フクユタカ	18.7	18.0	18.0	18.0
新規需要米	飼料用米・米粉用米	0.0	0.0	0.0	1.0
飼料作物	ソルガム・スーダングラス・ イタリアライグラス・ 飼料用稲	21.7	24.0	25.0	25.0
重点作物	青ネギ	38.0	42.5	43.0	45.0
	イチゴ	6.1	6.6	6.6	6.6
	パセリ	11.0	12.6	12.6	12.6
	レタス	13.6	15.7	18.7	18.7
	トマト(ミニトマト含む)	2.1	3.2	3.2	3.2
	アスパラガス	3.4	3.0	3.2	3.2
	菜花(アスパラ菜含む)	5.0	6.5	6.6	6.6
	モロヘイヤ	0.6	0.6	0.6	0.6
	オクラ	1.7	2.7	3.0	3.0
	ブロッコリー	34.0	28.0	28.0	30.0
	キュウリ	0.7	1.0	1.0	1.0
	キャベツ	1.5	2.0	2.0	2.0
	ピーマン	1.3	1.5	2.0	2.0
	キク・バラ カーネーション	4.1	4.1	4.1	4.1
	植林用苗	2.0	2.0	2.0	2.0
計	125.1	132.0	136.6	140.6	
特例作物	さとうきび	4.2	4.0	4.0	4.0
	葉たばこ	6.1	7.4	7.4	7.4

	そば	1.0	1.0	1.5	3.0
	計	11.3	12.4	12.9	14.4

② 販売計画

(単位：t、千本)

作物名	品種・品目	現況 (平成20年度)	平成21年度	平成23年度	平成25年度
水 稻	コシヒカリ	1290.0	1290.0	1290.0	1290.0
	ヒノヒカリ	160.1	160.0	160.0	160.0
	はえぬき	25.6	26.0	26.0	26.0
	その他うるち	8.7	9.0	9.0	9.0
	もち	3.7	12.0	12.0	12.0
	計	1488.1	1497.0	1497.0	1497.0
麦	イチバンボシ	86.2	126.0	141.0	168.0
	さぬきの夢2000	199.2	105.0	120.0	144.0
	計	285.4	231.0	261.0	312.0
大豆	フクユタカ	22.9	23.0	23.0	23.0
新規需要米	飼料用米・米粉用米	0.0	0.0	0.0	5.0
飼料作物	ソルガム・スーダングラス・イタリアングラス・飼料用稲	732.0	800.0	840.0	840.0
重点作物	青ネギ	406.7	453.0	458.0	480.0
	イチゴ	219.3	240.0	240.0	240.0
	パセリ	264.8	330.0	330.0	330.0
	レタス	364.2	550.0	550.0	550.0
	トマト(ミニトマト含む)	161.2	200.0	200.0	200.0
	アスパラガス	61.0	60.0	65.0	65.0
	菜花(アスパラ菜含む)	28.6	54.0	55.0	55.0
	モロヘイヤ	16.0	16.0	16.0	16.0
	オクラ	32.1	30.0	35.0	35.0
	ブロッコリー	334.4	300.0	300.0	300.0
	キュウリ	76.1	50.0	50.0	50.0
	キャベツ	46.0	80.0	80.0	80.0
	ピーマン	35.6	36.0	50.0	40.0
	キク・バラ カーネーション	1968.6	2000.0	2000.0	2000.0
	植林用苗	540.0本	540.0本	540.0本	540.0本
	計	4014.6	4399.0	4429.0	4441.0
特例作物	さとうきび	216.0	240.0	240.0	240.0
	葉たばこ	18.5	18.5	18.5	18.5

	そば	0.1	0.5	1.5	3.0
	計	234.6	259.0	260.0	261.5

③ 生産及び販売・流通方針

ア 水稲

需要に応じた良食味品種の計画的生産を基本に、栽培技術の高位平準化に努めるとともに、共同利用施設、大規模乾燥調製施設の有効利用や集落営農の組織化により、生産コストの低減とともに、均一で、品質・食味の高い米の生産を目指す。

また、水田を有効に活用し、麦・大豆・飼料作物の本格的生産により、水田農業経営の確立を図る観点から、合理的な作付体系とともに水稲の品種別作付計画の検討・誘導を進める。

これらの対策により、消費者ニーズに沿う品質、食味の高いJA香川米の生産を通じて安定的な需要を確保する。

他方、県内産の需要の確保・拡大を図るため、「みずし米」「とうさんうまい」のような地域ブランド米を中心とした地場産米を、地元の消費者に安定的に提供することで、生産者と消費者が農業と食糧について互いに理解を深め協調していける地産地消システムの構築を図る。

イ 麦

麦は、土地利用型農業を支える基幹作物として、また水田裏作の有効利用、土地利用率の向上を図る観点からも非常に重要な作物である。

今後の麦の生産振興方策としては、麦作を主体とする担い手への土地利用集積をいっそう進めるほか、集落営農組織等を対象に麦の作付け拡大を推進する。

本県の特産であるはだか麦「イチバンボシ」や小麦「さぬきの夢 2000」による生産拡大に努めるとともに、さらに品質の優れた品種の選定を進める。

販売については、民間流通連絡協議会における協議や契約栽培の実施状況等を踏まえ、数量、品質・企画、流通形態等を十分考慮して、香川県農業協同組合で販売計画を策定し、契約数量に対応した計画的な生産・販売を推進する。

ウ 大豆

白大豆は、現在、小規模面積での生産が主体となっており、主産地の形成が課題である。今後は、水稲、麦を組み合わせた輪作体系の中で土地利用型農業の担い手や集落営農組織等による生産拡大と機械の共同利用、機械化一貫体系の確立などにより、産地化とコスト低減を図る。

品種については、「フクユタカ」を中心として作付拡大を進める。

販売面については、市場流通のほか、地域で豆腐や味噌を加工している農協女性部、地元加工業者を中心に大豆の販売を行い、消費者の顔が見える地産地消システムにより、需要の拡大を目指す。

エ 新規需要米

新規需要米（米粉用米・飼料用米）は加工業者や畜産農家と、品質や形態、量、な

ど情報の交換を密に行うなど安定供給体制をつくり、需要量の拡大を生産量の拡大に結びつける。

オ 飼料作物

地域の気象条件やほ場の排水条件、飼養内容、作業内容や機械化体系など経営に適した優良草種・品種の導入を図るとともに、畜産農家と耕種農家の連携を強化し、水田での飼料作物の作付けにより飼料生産の拡大を図る。

また、今後、水田機能の有効活用、資源循環の観点から、飼料用稲の導入を検討していく必要がある。

なお、計画的な飼料生産・供給を進めるため、畜産農家と耕種農家による飼料利用供給契約の締結や自家利用計画の策定を推進する。

カ 青ネギ

市場評価の高い青ネギは、市場の動向を踏まえ、年間を通じた安定供給に努める。さらに、有機栽培技術の導入等消費者が安心して消費できるよう品質の向上に取り組み、価格の安定を通じて生産農家の経営の安定を図り特産化を確固たるものとする。

キ パセリ

パセリの作付けについては、産地間競争が激化しており、市場の動向を踏まえつつ、さらに品質の向上に取り組み、年間を通じた安定供給に努めることにより、価格の安定を図り、生産農家の経営の安定化、特産化を確固たるものとする。

ク 野菜

本市内の野菜は、都市近郊の条件のもとで、水田裏作を主体として発展し、さらに施設化や水田転作の定着化などにより生産の周年化・多様化が進み、大消費地への供給基地となっている。近年は軟弱野菜が堅調に推移している反面、高齢化の進行による労働力不足が懸念される。

また、国外をも含めた産地間競争が激化しており、野菜栽培の機械化や広域的な生産出荷体制の整備などによる低コスト生産とともに、高品質で安定的な生産出荷が課題となっている。

そのため、野菜では、青ネギ、イチゴ、パセリ、レタス、トマト、アスパラガス、菜花、モロヘイヤ、オクラ、ブロッコリー、キュウリ、キャベツ、ピーマンを重点的に推進し、周年生産を可能とする高度な施設園芸、優良品種の導入や栽培技術の改善などによる高品質安定生産、機械化一貫体系による低コスト・省力生産、育苗施設や集出荷調整施設などの広域的拠点施設の整備を推進する。

ケ さとうきび

さとうきびは、地域特産の「さぬき和三盆」の原料として作付けされており、実需者である製糖業者との契約栽培とする。生産者と実需者の情報交換等を積極的に行い、品質の向上と作付けの拡大を図る。

コ 葉たばこ

葉たばこは、水田農業の基幹作物として定着しているが、消費の伸び悩みや輸入品の増加により、総体的に緩和基調にあるため、生産基盤の強化と産地体制の整備、生産の安定化と需要動向に即した高品質化を図る必要がある。

サ そば

中山間地域では、日照時間が短く、気温が低いなど、麦・大豆作付が困難なところが多い。その地域を中心に、土地利用型作物として、そばを導入・定着化を図る。

さらには、地元女性部と連携して、加工・販売の6次産業化を推進する。

シ 花き

花きは、カーネーション・キク・バラ等の施設花きを中心に発展している。

花きは、他の園芸作物に比べ生産規模が小さい上、生産農家の高齢化の進行や輸入花きの増大などにより、花き産地を取り巻く環境は厳しさを増している。

このため、施設栽培の高度化、新しい品目や優良品種の導入、栽培技術の改善などによる高品質生産、出荷調整施設の整備などを推進する。

(2) 担い手の育成

担い手リスト掲載の農業者に対して、東かがわ市担い手育成総合支援協議会などと協力しながら、水田農業経営の規模拡大を図り、認定農業者に誘導していくとともに、集落営農組織を育成していく。

(単位：人、集団)

担い手区分	現 状 (平成20年度)	5年後の目標 (平成25年度)	備 考
認定農業者	1 2 8	1 3 1	
集落営農組織	1 8	2 1	

(3) 担い手への農用地の集積目標

(単位：ha、%)

現 状 (平成 20 年度)		5 年後の目標 (平成 25 年度)		備 考
集積面積	利用集積率	集積面積	利用集積率	
303.0	14.8	310.0	15.1	担い手・集落営農組織等

3 地域水田農業ビジョン実現のための手段

(1) 水田農業構造改革交付金（産地確立交付金）の活用方法

水田農業経営の確立のため、麦・大豆・飼料作物の土地利用型作物及び地域における推進作物に対し交付金を交付する。また、生産調整の達成のため、その他の生産調整の態様に対して交付金を交付する。

① 水田農業構造改革交付金（産地確立交付金）の交付対象者

米の生産調整の達成者であり、集荷円滑化対策の抛出者であるとともに、麦・大豆については、原則として農業共済に加入しなければならない。なお、全作業受託による実際の耕作者も作業受委託契約により、水田農業構造改革交付金の直接の交付対象者となることができるものとする。

② 水田農業構造改革交付金（産地確立交付金）の使途・水準

基礎部分の交付単価は以下のとおりとする。

作物名	交付単価	
麦	基本助成	7,000 円/10a 以内
	生産拡大	10,000 円/10a 以内
大豆	基本助成	7,000 円/10a 以内
	生産拡大	7,000 円/10a 以内
飼料作物	7,000 円/10a 以内	
重点推進作物	7,000 円/10a 以内	
青ネギ	袋束ネギ	8 円/kg 以内
	束ネギ	5 円/kg 以内
サトウキビ・葉たばこ・そば	7,000 円/10a 以内	

担い手加算単価は別添の「担い手の採択基準」において、土地利用型作物等の生産者・集落営農組織・生産組合と位置付けられる者に対して、生産調整により対応したものを対象に以下のとおりとする。

なお、麦、大豆、飼料作物、そばが、同一ほ場で重複した場合には、担い手育成に係る交付金（担い手加算）は、最も助成額の多い、いずれか一作目のみに交付する。

条件	交付単価	
3 ha 以上の転作麦作付者	面積助成	32,000 円/10a 以内
	出荷量助成	35 円/kg 以内
3 ha 以上の転作大豆作付者	面積助成	32,000 円/10a 以内
	出荷量助成	60 円/kg 以内

1 ha 以上の転作飼料作物作付者	42,000 円/10a 以内
0.5ha 以上の転作そば作付者	20,000 円/10a 以内
担い手への農地利用集積	10,000 円/10a 以内

※担い手加算は、担い手への農地利用集積を除き重複して交付はしない。

(2) 水田農業構造改革交付金（稲作構造改革促進交付金）の活用方法

担い手集積加算分については、産地確立交付金へ融通する。

また、基本分についても、産地確立交付金へ融通する。

(3) 水田等有効活用促進交付金の活用方法

食料自給力・自給率向上に向けて、米粉用米、飼料用米、麦、大豆、飼料作物（飼料用稲を含む）を転作の拡大や調整水田等不作地への作付により新たに作付拡大した場合に交付金を交付する。なお、麦（畑や定着除外田の麦を除く）の面積助成については、22年産以降において拡大されたものを対象とし、22年度以降に交付の対象とする。

①水田等有効活用促進交付金の交付対象

交付対象者は、生産調整の実施者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付しているものとする。また、全作業受託による主要作業の耕作者も水田等有効活用促進交付金の交付対象になることができるものとする。

なお、水田経営所得安定対策固定払相当額の交付対象者は、水田経営所得安定対策の加入者とする。また、実需者との播種前契約等を行うとともに、低コスト生産と、捨て作りを行わないことを条件とする。

②水田等有効活用促進交付金の交付対象作物及び交付単価

助成内容 1 作物拡大に伴う面積助成・固定払相当への助成

助成対象作物	交付単価（面積払）10a 当り	交付単価（水田経営所得安定対策固定払相当額）10a 当り
大豆（表作）	35,000 円以内	大豆（白）20,200 円以内
麦（単作）	35,000 円以内	小麦 27,600 円以内 はだか麦 23,600 円以内
飼料作物（含飼料用稲）（表作）	35,000 円以内	
新規需要米（表作）	50,000 円以内	
上記作物が裏作の場合	15,000 円以内	小麦 27,600 円以内 はだか麦 23,600 円以内

上記作物が畑不作付地の場合	15,000 円以内	小麦 27,600 円以内 はだか麦 23,600 円以内 大豆（白） 20,200 円以内
---------------	------------	--

助成内容 2 作物拡大に伴う生産実績に応じた加算助成

助成対象作物	助成単価	助成要件等
大豆（白大豆）	3,000 円/60kg 以内	単収が 180kg/10a 以上 出荷数量を面積で除する。 3 等以上及び特定加工用銘柄大豆の 合格品の出荷量に対して助成

助成内容 3 低コスト化に対する取組みへの加算助成

助成対象作物	助成単価	助成要件等
新規需要米	5,000 円/10a 以内	低コスト化・高品質化に向けた技術を 導入し、水田等有効活用促進対策 実施要領に基づく技術ポイントの 合計が 4 ポイント以上になった場合

(4) 耕畜連携水田活用対策交付金の活用方法

稲発酵粗飼料やワラ専用稲の生産及び水田放牧の取組に対して交付金を交付する。

耕畜連携水田活用対策交付金の交付対象

交付対象者は、ビジョンに登載された担い手であり、生産調整の実施者、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者とする。なお、全作業受託による実際の耕作者も水田等有効活用促進交付金の交付対象になることができるものとする。

また、実需者との播種前契約等があること。

耕畜連携水田活用対策交付金の交付対象及び交付単価

助成内容 面積助成

取り組み内容	交付単価（面積払）
稲発酵粗飼料の生産 ワラ専用稲の生産 飼料用米のワラの供給 水田放牧	13,000 円以内/10a

(5) 農業者別生産数量目標の配分方針

農業者別生産数量目標の配分方針は本対策の取り組み内容と併せて第三者機関的組織（東かがわ市水田農業推進協議会）において検討助言し、生産調整方針作成者が決定する。

(6) その他の事業の活用

国補事業、県単独事業及び市・J A単独事業などを活用して、担い手等の経営の確立及び発展を促進し、担い手等が地域農業の大宗を担う体制の整備に努める。

4 担い手の明確化

担い手の基準は、別表1のとおりとし、担い手基準に基づき、別表2の担い手リストを整備する。なお、必要があれば、修正等の変更を行う。

別表 1

担 手 の 基 準

区 分	基 準
個 人 (認定農業者等)	次の要件のうち、いずれか1つを満たす農業者 ・ 認定農業者 ・ 東かがわ市経営者協議会に属する農業者 ・ 水田経営面積が1.5ha以上で、集落内で担い手と認められる者 ・ 地域水田農業ビジョンで定める推進作物の生産農家であり、集落内で担い手と認められる者
集落営農組織等	・ 3名以上の構成員からなる、定められた規約・定款の中で運営される集団